平成２３年（フ）第１２７７号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘16棟301号
債務者　佐野　美里
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
堺市南区宮山台１丁６番15―105号
債務者　白井　明美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
堺市北区金岡町869番地１　ベルク新金岡201号、前住所堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション1508号
債務者　野本　栄樹
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
大阪府富田林市甲田２丁目２番５―203号
債務者　梅川　節子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
大阪府柏原市安堂町22番７号
債務者　樋田　享子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
堺市中区深井沢町3286番地　ラ・フォンテ505号
債務者　濱地　正人（旧姓白瀧）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
堺市西区鳳西町３丁８番地１　グランドヴィラ105号
債務者　村松ひとみ（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
堺市北区南花田町370番地
債務者　青木小百合
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
堺市南区赤坂台３丁９番36―108号
債務者　小川　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
堺市北区新金岡町５丁３番306号
債務者　桑津　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
堺市東区日置荘西町５丁22番23号
債務者　大林塗装こと　大林　直人
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４９６号
福岡市東区香椎６丁目８番14号
債務者　坂那　治男
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９７号
福岡市東区香椎６丁目８番14号
債務者　坂那　久代
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７０号
愛知県小牧市新町１丁目95番地　夫馬貸家３号
債務者　野村　光秋
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１６号
名古屋市中村区那古野１丁目45番18号
債務者　川喜田桃代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１７号
名古屋市中村区那古野１丁目45番18号
債務者　川喜田英士
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字宮前51番地
債務者　北島惠津子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５５号
滋賀県近江八幡市末広町200番地125
債務者　小笠原寛之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部